

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和4年8月26日

公衆浴場入浴料金統制額の改定について

一般公衆浴場（いわゆる銭湯）の入浴料金は、物価統制令による価格統制の対象となるため、知事はその統制額（上限額）を指定しています。このたび、燃料費の高騰等を踏まえ、埼玉県公衆浴場業生活衛生同業組合から入浴料金改定の申請があり、知事が埼玉県公衆浴場入浴料金審議会に対し統制額改定について諮問したところ、令和4年8月2日付けで同審議会から答申を得ました。

知事は答申に基づき一般公衆浴場入浴料金の統制額を改定（指定）し、本日告示しました。**※現在の一般公衆浴場入浴料金（令和6年4月1日施行）は[こちら](#)（令和7年6月30日追記）**

1 一般公衆浴場入浴料金の統制額

（1）大人（12歳以上の者）についての入浴料金

480円（現行 450円）

（2）中人（6歳以上12歳未満の者）についての入浴料金

180円（現行 180円） ※据え置き

（3）小人（6歳未満の者）についての入浴料金

70円（現行 70円） ※据え置き

2 施行年月日

令和4年10月1日

3 問い合わせ先

埼玉県保健医療部生活衛生課 環境衛生・ビル監視担当

さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-3613（直通）

E-mail a3600-03@pref.saitama.lg.jp